

号外第18（令和5年12月13日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

- △ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例【医療局生活衛生課】 2

[規則]

- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【医療局生活衛生課】 3
- △ 旅館業法施行細則等の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】 4
- △ 横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】 19

[達]

- △ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【医療局生活衛生課】 20

条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月13日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第29号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成15年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横浜市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和5年12月13日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第82号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

横浜市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年10月横浜市条
例第26号）は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

横浜市 市長 山中 竹 春

横浜市規則第83号

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 旅館業法施行細則(昭和61年6月横浜市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(旅館業の営業の譲渡による承継承認)

第8条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業譲渡承継承認申請書(第3号様式)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 旅館業の譲渡を証する書類

(2) 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又はこれに準ずる書類の写し

(3) その他保健所長が必要と認める書類

第11条第1項中「又は」の次に「第8条の2第1項、」を加える。

第14条中「職業」を「連絡先」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条の2第1項）

旅館業営業譲渡承継承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市保健所長

申 請 者

(譲受人) 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・〕
〔代表者の氏名〕

年 月 日生

(譲渡人) 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・〕
〔代表者の氏名〕

旅館業の営業者の地位を営業の譲渡により承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

旅 館 業	名 称	
	所 在 地	
	種 別	
許可年月日及び許可番号	年 月 日	横浜市 指令第 号
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
法第3条第2項各号に該当することの有無(該当する場合は、その理由)		

(注意) この申請書は、旅館業の施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)

第4号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第7号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

第10号様式中

「旅館業営業許可申請書」を

「旅館業営業許可申請書
旅館業営業譲渡承継承認申請書」
に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 食品衛生法施行細則(令和3年5月横浜市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を削る。

第7条第1項第1号中「許可営業者」を「営業許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)」に改める。

第9条の見出し中「相続等による」を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「(法第57条第1項の規定による営業の届出をした者をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第56条第2項の規定による営業の譲渡による許可営業者の地位の承継の届出又は法第57条第2項において準用する法第56条第2項の規定による営業の譲渡による届出営業者(法第57条第1項の規定により営業の届出をした者をいう。以下同じ。)の地位の承継の届出は、省令第67条の2第1項の届出書に同条第2項に規定する書類その他保健所長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

第11条第2項中「使用水」を「食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するとき使用する水」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第3条 公衆浴場法施行細則(昭和61年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(公衆浴場の営業の譲渡による承継の届出)

第2条の2 省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業譲渡承継届出書(第3号様式)とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又はこれに準ずる書類の写し
- (3) その他保健所長が必要と認める書類

第7条第1項中「又は」の次に「第2条の2第1項、」を加える。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式（第2条の2第1項）

公衆浴場営業譲渡承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

公衆浴場の事業者の地位を営業の譲渡により承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	
	区 分	一般公衆浴場 その他の公衆浴場（保養等・スポーツ・ 熱気等・風俗営業・ その他（ ））
浴 場 業 を 譲 渡 し た 者 (法人にあって は、その名称、所 在地及び代表者 の氏名)	名 称	
	住 所	
	氏 名	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	

(注意) この届出書は、公衆浴場の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)

第 8 号 様 式 中

「公衆浴場営業許可申請書」

を

「公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場営業譲渡承継届出書」

に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 4 条 クリーニング業法施行細則(昭和45年2月横浜市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「のうち」の次に「、営業の譲渡による業者の地位の承継の届出は/クリーニング所/無店舗取次店営業/営業譲渡承継届出書(第6号様式の2)により」を加え、「第6号様式の2」を「第6号様式の3」に、「第6号様式の3」を「第6号様式の4」に改め、同条第2項中「第2条の2第3項」の次に「において準用する規則第2条の規定による/クリーニング所/無店舗取次店営業/営業譲渡承継届出書に添付する書類、規則第2条の3第3項」を加え、「第2条の3第3項及び第2条の4第3項」を「第2条の4第3項及び第2条の5第3項」に改める。

第1号様式裏面中「。なお、1の書類のうち平面図、4の書類及び5の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます」及び「6 その他保健所長が必要と認める書類」を削る。

第1号様式の2裏面中「。なお、1の書類のうち平面図、3の書類及び4の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます」及び「5 その他保健所長が必要と認める書類」を削る。

第6号様式の3を第6号様式の4とし、第6号様式の2を第6号様式の3とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第6条の2第1項）

クリーニング所 営業譲渡承継届出書
無店舗取次店営業

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、所在地及
び代表者の氏名〕

電 話

クリーニング所 無店舗取次店営業の営業者の地位を営業の譲渡により承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	電話
営業を譲渡した者 (法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)	名 称
	住 所
	氏 名
譲 渡 年 月 日	年 月 日

(注意) この届出書は、クリーニング所の所在地を所管する福祉保健センター（無店舗取次店にあつては、主たる営業区域を所管する福祉保健センター）に提出してください。

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 営業を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営業している場合は、その名称、所在地（無店舗取次店にあつては業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号）、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

(A4)

(理 容 師 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 5 条 理 容 師 法 施 行 細 則 (昭 和 45 年 2 月 横 浜 市 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 6 条 の 2 中 「 の う ち 」 の 次 に 「 、 営 業 の 譲 渡 に よ る 理 容 所 の 開 設 者 の 地 位 の 承 継 の 届 出 は 理 容 所 営 業 譲 渡 承 継 届 出 書 (第 6 号 様 式 の 2) に よ り 」 を 加 え 、 「 第 6 号 様 式 の 2 」 を 「 第 6 号 様 式 の 3 」 に 、 「 第 6 号 様 式 の 3 」 を 「 第 6 号 様 式 の 4 」 に 改 め る 。

第 1 号 様 式 裏 面 中 「 。 な お 、 1 の 書 類 の う ち 平 面 図 、 2 の 書 類 、 5 の 書 類 及 び 6 の 書 類 に つ い て は 、 理 容 所 の 開 設 者 か ら 当 該 営 業 を 譲 り 受 け る 場 合 で あ っ て こ れ ら の 書 類 の 内 容 に 変 更 が な い と き は 、 そ の 添 付 を 省 略 す る こ と が で き ま す 」 及 び 「 7 そ の 他 保 健 所 長 が 必 要 と 認 め る 書 類 」 を 削 る 。

第 6 号 様 式 の 3 を 第 6 号 様 式 の 4 と し 、 第 6 号 様 式 の 2 を 第 6 号 様 式 の 3 と し 、 第 6 号 様 式 の 次 に 次 の 1 様 式 を 加 え る 。

第6号様式の2 (第6条の2)

理容所営業譲渡承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名 〕

電 話

理容所の開設者の地位を営業の譲渡により承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	電 話
営 業 を 譲 渡 し た 者 (法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)	名 称	
	住 所	
	氏 名	
譲 渡 年 月 日		年 月 日

(注意) この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類 (※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

※3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(A4)

(美容師法施行細則の一部改正)

第6条 美容師法施行細則(昭和45年2月横浜市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「のうち」の次に「、営業の譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所営業譲渡承継届出書(第6号様式の2)により」を加え、「第6号様式の2」を「第6号様式の3」に、「第6号様式の3」を「第6号様式の4」に改める。

第1号様式裏面中「。なお、1の書類のうち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、美容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます」及び「7 その他保健所長が必要と認める書類」を削る。

第6号様式の3を第6号様式の4とし、第6号様式の2を第6号様式の3とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第6条の2)

美容所営業譲渡承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名 〕

電 話

美容所の開設者の地位を営業の譲渡により承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	電 話
営 業 を 譲 渡 し た 者 (法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)	名 称	
	住 所	
	氏 名	
譲 渡 年 月 日		年 月 日

(注意) この届出書は、美容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類 (※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)

※3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(A4)

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年3月横浜市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び確認規程認定書」を「、確認規程認定書及び地位を承継した事実を証する書面」に改める。

第8号様式中「地位を(」の次に「事業譲渡・」を加える。

(興行場法施行細則の一部改正)

第8条 興行場法施行細則(昭和59年9月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(興行場の営業の譲渡による承継の届出)

第2条の2 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の営業の譲渡による承継の届出は、興行場営業譲渡承継届出書(第3号様式)により、行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又はこれに準ずる書類の写し
- (3) その他保健所長が必要と認める書類

第3条第1項中「興行場営業許可申請書」の次に「、興行場営業譲渡承継届出書」を加える。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式（第2条の2第1項）

興行場営業譲渡承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

住 所

届出者

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

興行場の営業者の地位を営業の譲渡により承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

興 行 場	名 称	
	所 在 地	
	種 別	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・観せ物
興行場営業を 譲渡した者 (法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)	名 称	
	住 所	
	氏 名	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	

(注意) この届出書は、興行場の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)

第3号様式の2中「(第2条の2第1項)」を「(第2条の3第1項)」に改める。

第3号様式の3中「(第2条の3第1項)」を「(第2条の4第1項)」に改める。

第4号様式中
「興行場営業許可申請書」
を
「興行場営業許可申請書
興行場営業譲渡承継届出書」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に営業の譲渡があった場合における当該営業の許可の申請に係る第1条の規定による改正前の旅館業法施行細則第2条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業の許可の申請に係る第2条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第6条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業の許可の申請に係る第3条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則第2条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業の開始の届出に係る第4条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則第1号様式及び第1号様式の2の規定の適用については、なお従前の例による。

6 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業に係る理容所の開設の届出に係る第5条の規定による改正前の理容師法施行細則第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。

7 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業に係る美容所の開設の届出に係る第6条の規定による改正前の美容師法施行細則第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。

8 施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業の許可の申請に係る第8条の規定による改正前の興行場法施行細則第2条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

9 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規

則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

令和5年12月13日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第84号

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第38項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第3条の2第1項の規定による事業譲渡の承認に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

達

達 第 33 号

庁 中 一 般

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 事 務 に 関 する 決 裁 規 程 (平 成 19 年 3 月 達 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 5 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 の 2 中 生 活 衛 生 課 の 部 、 旅 館 業 法 に 関 する 事 務 の 項 、 課 長 専 決 事 項 の 欄 、 第 74 号 中 「 第 3 条 の 2 第 1 項 」 を 「 第 3 条 の 3 第 1 項 」 に 改 め 、 同 号 を 第 74 号 の 2 と し 、 同 号 の 前 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(74) 法 第 3 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 事 業 譲 渡 の 承 認 に 関 す る こ と 。

同 部 同 項 同 欄 第 75 号 中 「 第 3 条 の 3 第 1 項 」 を 「 第 3 条 の 4 第 1 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。